⑼　この工事は、資料提出及び入札を電子入札システムを利用した入札方式（以下「電子入札方式」という。）により行う工事である。ただし、電子入札方式により難い者は、発注者に対して従来の紙の入札書を提出する入札方式（以下「紙入札方式」という。）の申請を行い、承認を得た場合に限り紙入札方式により入札に参加できる。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

⑵　本件工事の業種区分において、法務省の平成21・22年度における建設工事の一般競争参加者の資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　法務省の平成21・22年度における建設工事の一般競争参加資格の認定の際に算出して得た総合数値が、1,200点以上であること。

⑷　平成８年度以降に、建築一式工事の元請として完成引渡しが完了した次に掲げるア又はイの基準をすべて満たす本件工事と同種又は類似の新営工事（以下「同種又は類似工事」という。）のうち、地業工事から完成までの施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、施工実績は、原則として、建物１棟で判断する（ただし、法務省収容施設において、一契約で複数棟を一括して施工した場合には、その延べ面積、構造及び階数を施工実績として認める。）ので留意すること。

また、複合的な用途を持つ建物については、当該用途に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る延べ面積がその過半を占めている場合には建物全体を施工実績として認める。

他方、その過半を占めていない場合には、当該用途にかかる部分及びこれに付随する共用部分にかかる延べ面積のみを施工実績として認める（「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。

ア　同種工事

㋐　建物用途　庁舎（法務省収容施設を含む。）

㋑　構造・階数　ＲＣ造又はＳＲＣ造にあっては地上２階建以上、Ｓ造にあっては地上11階建以上又は高さ31ｍを超えるもの。

㋒　建物規模　延べ面積4,000㎡以上、ただし、法務省収容施設にあっては延べ面積2,000㎡以上

㋓　工事種目　建築一式工事

イ　類似工事

㋐　建物用途　事務所又は庁舎若しくは事務所の類似施設

㋑　構造・階数　ＲＣ造又はＳＲＣ造にあっては地上２階建以上、Ｓ造にあっては地上11階建以上又は高さ31ｍを超えるもの。

㋒　建物規模　延べ面積　4,000㎡以上

㋓　工事種目　建築一式工事

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）を入札日の翌日から14日以内に本件工事に専任で配置することができること。

ア　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ　平成８年度以降に、元請として完成引渡しが完了した上記⑷ア又はイに掲げる同種又は類似工事について、地業工事から完成までの経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ウ　所属建設業者から入札の申込のあった日以前に同建設業者と３か月以上の雇用関係にあること。

⑹　本工事に経常建設共同企業体として競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出する場合には、その構成員が、単体として申請書及び資料を提出していないこと（事業協同組合についても同様とする。）。

⑺　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、平成７年１月23日付け法務省営第191号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注業者でないこと又は当該受注業者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。

⑼　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

３　入札手続等

⑴　担当部局　〒100―8977 東京都千代田区霞が関１－１－１　法務省大臣官房施設課経理係　電話03―3580―4111（内線2249、2265）

⑵　入札説明書等の入手期間及び入手方法

ア　入手期間　平成22年１月４日（月）から同22年３月１日（月）まで

イ　入手方法

㋐　法務省ホームページ（以下「ＨＰ」という。）に掲載しているもの

「入札説明書」、「法務省電子入札運用基準」、「法務省電子入札システム接続確認操作マニュアル（工事）―受注者編―」等は、ＨＰからダウンロードできる。

ＨＰアドレス：http://www.moj.go.jp

メニュー：「政府調達情報」及び「電子入札システム」

ただし、発注者の承認を得た者に対しては、上記⑴において交付する（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前10時00分から午後５時00分まで。）。

㋑　上記⑴において交付するもの

概略図面については、上記⑴において交付する（休日を除く毎日、午前10時00分から午後５時00分まで。）。

なお、郵送又は電送による入手申込みは受け付けない。

⑶　申請書及び資料の提出期間、提出場所及び提出方法

ア　提出期間　平成22年１月４日（月）から同22年１月14日（木）まで

イ　提出方法　申請書及び資料は、最新版のウィルス対策ソフトでウィルスチェックを行った上電子入札方式により提出し、提出後は受付票を確認すること（ただし、資料の容量が１ＭＢを超える場合は、上記⑴へ持参（休日を除く毎日、午前10時00分から午後５時00分まで。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）（以下「持参等」という。）するものとする。）。資料を持参等する場合においても、必ず電子入札方式により申請すること。その際、次の内容を記載した書面を添付資料として添付すること。電子入札方式により申請されない場合は、提出期限までに申請が提出されなかったものとして取扱い、本競争に参加することができないので留意すること。

㋐　資料を持参等する旨の表示

㋑　持参等をする書類の目録

㋒　持参等をする書類のページ数

㋓　郵送の方法による場合においては、発送年月日

㋔　持参の方法による場合においては、持参予定日

発注者の承認を得て紙入札方式による場合は、上記⑴へ持参等すること。

⑷　入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア　入札　入札書は、電子入札方式により提出すること。ただし、発注者の承認を得て紙入札方式による場合は、上記⑴へ持参等すること。

㋐　電子入札方式による入札の締め切り
平成22年３月２日（火）午後３時00分

㋑　持参による入札の締め切り
平成22年３月２日（火）午後３時00分

㋒　郵送による入札の締め切り
平成22年３月２日（火）午後３時00分

イ　開札　開札は、平成22年３月３日（水）午前11時00分以降に上記⑴において行う。